

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
26年 第15号	26.9.1	<p>軽油引取税の課税免除制度の存続を求める請願</p> <p>軽油引取税は、道路財源として、道路に関する費用に充てるために課税されている。そのため、道路の走行に直接関係しない用途に使用する場合で、特別な政策的観点から課税免除することが適当であると認められる場合は、免税軽油を利用できる制度が設けられている。</p> <p>この免税軽油を利用しているのが砕石業である（重ダンプ、バックホー）。砕石はコンクリート用、道路用等社会基盤整備に不可欠な基礎資材であるが、砕石需要の大幅減少（平成10年度比50%減）、製品価格の低迷で経営環境は一層厳しさを増している。近年の燃料費高騰でコスト上昇分の価格転嫁も難しく、きわめて深刻な事態となっている中で、免税軽油制度の存在価値は非常に大きなものとなっている。</p> <p>また、砕石業以外の分野でも、農林漁業、鉱業・運送など、様々な事業において、最近の経営環境の悪化に伴い、一層の経費縮減に努める上で、免税軽油の使用は企業の安定経営に不可欠なものとなっている。</p> <p>こうした中、「道路特定財源等に関する基本方針」及び「骨太の方針2008」が閣議決定され、道路特定財源については平成21年度から一般財源化することとされたが、道路財源である事を根拠として設けられる免税軽油の制度は、一般財源化に伴い、その存続が大いに危惧されているところである。</p> <p>よって、国におかれては、道路特定財源である軽油引取税の一般財源化にあたり、優良骨材の安定供給のために、引き続き産業支援等の観点から免税軽油制度を再度存続されるよう強く要望する。</p> <p>以上が全国の砕石事業者の総意であり、この趣旨を十分にご理解頂き、貴職におかれては、政府・国会に対して働きか</p>	茨城県砕石事業協同組合 理事長 長谷川 大紋	海 野 透 桜 井 富 夫 田 山 東 湖 小 川 一 成 山 岡 恒 夫	総務企画	採択

		けを行われるよう強く要請する。				
--	--	-----------------	--	--	--	--